広報にいつ

発行所 新津市役所
発行人 新津市役所 総務企画課
電話 代表550番
印刷所 東洋館印刷所
毎月一回 発行

40年度予算成立

総額 9億4,280万円

都市下水 農構改善等 基盤整備に重点

市民税七百万円を減税

昭和四十年度予算が三月三十一日の定例市議会において議決されました。

それによる一般会計の予算総額は、九億四千二百八十万円、国民健康保険特別会計予算一億一千七百八十四万円、公益質屋特別会計予算三百七十万円、土地開発基金特別会計予算九百四万円となっております。

重点施策の大要については、先月号でお知らせしましたが、歳入では市民の税負担の軽減をはかるため市民税七百万円の減税をおこなっております。

また、国、県支出金等特定財源については、三億九千二百七十三万円を計上しております。

一方歳出については、旧庁舎改造工事三百六十万円、県道改良工事地元負担金五百二十二万円、市営住宅建設事業二千百六十七万円、都市下水路事業一千五百二十九万円、農業構造改善事業四千五百七十九万円、市営住宅建設資金二千百十一万円、県立工業高校建設負担金二千二百万円、第二小学校改築工事二千百九十七万円、小倉統合校舎新設工事三千八百八十四万円、市之瀬小学校、第四中学校火災復旧工事四千百七十九万円、学校改築工事二千百九十七万円、市道改良工事三千百六十万円、総額では三億六千六百八十万円余が主な事業として計上されております。

(予算概要二面に)

市長選挙関係者の説明会 5月15日に開催

六月十二日予定の市長選挙に立候補を予定する者、選挙運動に従事する予定者など関係者は、時間までに必ず会場にお集りを説明会を開きます。

昨年七月選挙法が改正されて立候補届の添付書類もかわりました。また選挙公報、立会演説会も市長選挙でははじめての試みです。

これらのことを間違いなく手続きをしていただくために関係者は、時間までに必ず会場にお集りください。

日時 五月十五日(土) 午後二時

場所 市役所選挙事務室

なお、この広報のほかは改めて案内いたしませんのでご了承ください。

常時申出制に一本化

補充選挙人名簿の申出 告示の前日まで

公職選挙法の一部が改正されました。

主要な部分は次のとおりですが、特に補充選挙人名簿の調製関係については、永年採用されていた告示後の申出制度を廃止して、常時申出制の一本化を図ったもので画期的なことです。

一、補充選挙人名簿の選挙告示の前の日までに申出のあったものについて調製する。これに伴なって、選挙に際しての申出制度は廃止する。

二、選挙人名簿は、常時閲覧できることとする。

三、補充選挙人名簿の登録申出、選挙人名簿の閲覧等は、市役所の執務時間中に限ることとする。

四、連呼行為は、県知事選挙、衆議院議員選挙参議院議員選挙の場合の場合の補充選挙人名簿の調製について、未登録の一般の中小商工業者の運転、設備資金、貸付限度額は、昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿に載っている者が記載されていますので、証明書は、三、利率、二銭四厘六毛、四、貸付期間、運転資金、二年以内、設備資金、四年以内を選挙管理委員会に提出してください。

五、返済方法、原則として月賦、特に必要な場合は据置期間を置き、また一時払等の取り扱いします。

貸付対象

一、貸付対象、恩給、扶助料、年金の受給者で、運転、設備、消費資金

二、貸付限度額、(三十万円以内)

三、利率、一銭六厘

四、返済方法、

担保

恩給担保貸付、年金の受給権

貸付条件

①国民金融公庫融資の場合、普通貸付、一、貸付利率をおさげします。

②地方金融機関の場合、一般の中小商工業者の運転、設備資金、五十万円以内(新設)ただし商業者のみ、三、貸付期間、運転資金、六か月以内、店舗改善資金、五十万円以内(新設)ただし商業者のみ、四、利率、

担保

一、貸付対象、恩給、扶助料、年金の受給者で、運転、設備、消費資金

二、貸付限度額、(三十万円以内)

三、利率、一銭六厘

四、返済方法、

担保

恩給担保貸付

**貸付条件